教育委員会定例会(7月)会議録

日 時 令和2年7月27日(木) 14時00分~15時10分

場 所 久留米市役所 20階 第3委員会室 (テレビ会議)

出席委員 井上 謙介(教育長) 喜多村 浩司(委員)

 江頭 理江(委員)
 緒方 麻美(委員)

 中野 浩美(委員)
 内村 直尚(委員)

事務局 秦 美樹 (教育部長) 田中 勝昌 (学校教育改革担当次長)

松本 良一(教育センター所長) 川上 喜美子(学校施設課長) 渡辺 唯希(学校施設課計画主幹) 四ヶ所 清隆(教職員課長) 小野 雅啓(学校保健課長) 薄 弘典(学校教育課長)

榊 悟 (学校教育課学務主幹兼学校規模対策主幹)

下原 光雄(学校給食共同調理場所長)

水島 秀雄(文化財保護課長)

議案

第42号議案 教育委員会会議規則の一部を改正する規則

第43号議案 令和2年度教育費6月補正予算(第4号)に係る意見の申出の臨時代 理について

第44号議案 久留米市立小中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

第45号議案 久留米市教育支援委員会委員の任命又は委嘱について

協議事項

- (1) 中学校選択制度の見直しについて
- (2) 小規模特認校制度について
- (3) 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する点検及び報告書(令和元年度分)について

議案

第42号議案 教育委員会会議規則の一部を改正する規則

教育長

ただいまから、「久留米市教育委員会7月定例会」を開会いたします。

それでは、議案の審議に入ります。

「第42号議案 教育委員会会議規則の一部を改正する規則」 について、この議案について、事務局から補足の説明はありま すか。

事務局

第42号議案につきましては、久留米市教育委員会の会議に おいて、テレビ会議等による開催を行う必要が生じているため、 規則の一部を改正するものです。

5月、6月の定例会については、教育委員会会議規則第3条「会議の招集は、会議開催の場所及び日時、会議に付議すべき事件をあらかじめ委員に通知して行う」の規定に基づき、テレビ会議で開催させていただいております。

今後もテレビ会議の開催が想定されることから、規則の一部 を改正するものです。

追加した条文は、第5条第1項、第2項です。

教育長

事務局からの説明は終わりました。

委員の皆様、ご意見ご質問はありませんか。

(全委員)

(なし)

教育長

ご質問等が無いようですので、採決に入ります。

「第42号議案 教育委員会会議規則の一部を改正する規則」、この議案に賛成の方は、○の札を挙げていただきますようお願いします。

(全委員)

賛成(○の札を挙げる)

教育長

賛成全員であります。よって、第42号議案を原案のとおり 承認いたします。

次に、「第43号議案 令和2年度教育費6月補正予算(第4号)に係る意見の申出の臨時代理について」を議題といたします。

第43号議案 令和2年度教育費6月補正予算(第4号)に係る意見の申出の臨時代 理について

教育長

この議題については、事務局から補足説明はありますか。

事務局

去る6月12日国会におきまして、第2次補正予算が成立いたしました。久留米市におきましても新型コロナウイルス感染症との長期戦が避けられない中、この国の補正予算を積極的に活用し、現時点で求められる対策を速やかに実行するため、一般会計補正予算を編成しております。

また、6月の第5回定例会で「久留米市立小学校設置条例の一部を改正する条例」について教育委員の皆様からご承認いただいております。今回の第4号補正予算には、小学校統合に必要な経費も計上しているところです。

なお、この第4号補正については、第5回定例会時には、補 正予算額が確定していなかったため、今回の定例会の議題とさ せていただいております。

教育長

事務局からの補足説明は終わりました。 委員の皆様、ご意見ご質問はありませんか。

(全委員) (なし)

教育長

ご質問等が無いようですので、採決に入ります。

「第43号議案 令和2年度教育費6月補正予算(第4号) に係る意見の申出の臨時代理について」、この議案に賛成の方 は、〇の札を挙げていただきますようお願いします。

(全委員) 賛成(○の札を挙げる)

教育長

賛成全員であります。よって、第43号議案を原案のとおり 承認いたします。

次に、「第44号議案 久留米市立小中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

第44号議案 久留米市立小中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則 について

教育長 この議案について、ご意見やご質問はございませんでしょう か。

(全委員) (なし)

教育長

ご質問等が無いようですので、採決に入ります。

「第44号議案 久留米市立小中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」、この議案に賛成の方は、〇の札を挙げていただきますようお願いします。

(全委員)

賛成(○の札を挙げる)

教育長

賛成全員であります。よって、第44号議案を原案のとおり 承認いたします。

次に、「第45号議案 久留米市教育支援委員会委員の任命又 は委嘱について」を議題といたします。

第45号議案 久留米市教育支援委員会委員の任命又は委嘱について

教育長

この議案について、ご意見やご質問はございませんでしょうか。

(全委員)

(なし)

教育長

ご質問等が無いようですので、採決に入ります。

「第45号議案 久留米市教育支援委員会委員の任命又は委嘱について」、この議案に賛成の方は、○の札を挙げていただきますようお願いします。

(全委員)

賛成(○の札を挙げる)

教育長

賛成全員であります。よって、第45号議案を原案のとおり 承認いたします。

以上で議案の審議については、全て終了いたしました。ありがとうございました。

次に協議事項に入らせていただきます。

協議事項

(1) 中学校選択制度の見直しについて

教育長

協議事項「(1)中学校選択制度の見直しについて」を議題といたします。

この議題について、事務局より補足説明をお願いします。

事務局

指定校以外の中学校への就学制度についてご説明いたします。本市におきましては、原則として、就学予定者の住所地を 通学区域とする中学校を指定しています。その一方で、指定校 以外の中学校へ就学する制度として、指定校変更制度と中学校 選択制度を実施してまいりました。この中学校選択制度につい て、平成9年1月に当時の文部省が通学区域制度の弾力的運用 に努めるようにという通知が行われ、それを機に本市におきま しても平成18年度から中学校選択制度を実施してまいりまし た。

実績としては、導入時から今年度までの15回に渡って実施され、年度平均で89人が申請され、うち80人が指定校以外の中学校に就学されています。詳しい実績については、添付している参考2の資料をお願いします。

制度導入当初は、隣接する校区への変更が可能であるとしていましたが、現行制度については、A,Bの2パターンで実施されています。これは、指定校変更制度にはない制度であり、Aパターンでは、通学距離が短くなり「通学の安全」が図られ、Bパターンでは、1つの小学校区域から複数の中学校に行けるような場合で、多くの友人と同じ中学校に進学することで「通学の安心」が確保できるようになりました。

また、各中学校における特色ある学校づくりについて、中学校の学校案内に各学校の取組状況が載せられています。地域との教育活動を協働で行うことにも取り組んでいる状況です。

一方で、この2つの制度が並立しており、保護者にとっては、 分かりにくい面もありました。また、中学校選択制度には、申 請期限があり、毎年11月ごろに期限がまいりまして、これを 過ぎると利用ができないという面もありました。そういったこ とから、令和3年度以降の入学者について、指定校変更制度と 中学校選択制度を統合して、先ほど説明した2つの要件を指定 校変更制度の要件に加えることで期限を設けずに受付もでき る。これまでの分もフォローできるということで今後対応して いきたいと考えているところです。

実施の時期としましては、来年度の中学校進学の生徒からということで令和3年4月1日を考えています。

教育長

これについて、ご意見やご質問はございませんでしょうか。 A委員お願いします。

A委員

申請者が89人いて、そのうち認められたのが80ということだったが、9人は却下されたということか。

事務局

参考資料2をご覧ください。右から3列目に抽選漏れ人数と ありますが、学校規模に応じて、受け入れることができる生徒 数がございます。それを超えた場合は、抽選が行われますものの、抽選漏れが発生する場合があります。もう一つは、私立の中学に進学される方もいらっしゃいますので、申請はされたが、結果的に選択をしなかったということもございます。

A委員 わかりました。

教育長 他にご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

(全委員) (なし)

教育長 ご質問等が無いようですので、次の項目にうつります。

(2) 小規模特認校制度について

教育長 協議事項(2)小規模特認校制度について事務局から補足説 明はございますか。

事務局

小学校の小規模化が進んでいる状況ですが、これまで小規模 特認校制度につきましては、一時的に児童が減り、この小規模 特認校制度を導入することができる学校について導入してい く、そして複式学級の発生を抑制していくということで実施し てまいりました。

小規模化対応方針では、既に複式学級が発生している学校、 今後発生が見込まれる学校、更には望ましい学校規模を下回る 学校ということで、対応の順番を決めています。今後、複式学 級の発生が見込まれる学校について、一時的に、複式学級が発 生する学校については、特認校制度の導入を検討することにし ていますが、仮にこの状況で導入し、複式学級が一時的に回避 できたとしましても、依然として統合の対象校として変わりは ございません。そういったことで、今後、この制度の取り扱い について、再度考えをまとめていきたいと考えているところで す。

協議の内容としては、来年度は、特認校の募集は行わないというのが趣旨でございまして、更に長期的な話として、今後検討を行っていく必要があると考えています。

教育長

事務局に確認します。今回の協議事項で、確認をしておかなければならないのは、例えば、大橋小学校や柴刈小学校は、新たな募集は行わないということ、草野小学校、青峰小学校では、

令和3年度の募集は行わないということ、そして、今後、小規模特認校の制度については、再考を行っていくということでよろしいでしょうか。

事務局そのとおりです。

教育長 これについて、ご意見やご質問はございませんでしょうか。

B委員お願いします。

B委員 この件については、非常に長い議論が教育委員会の中で行わ

れておりますので、どういう変遷があったのかということを教 えていただくとともに、再考を図るにあたっては、いつまでに 行うのかを決め、教育委員会で議論をするスケジュールを出し

ていただくと心構えができると思う。

事務局 再考にあたっては、教育委員会のご意見を賜りながら進めて

いきたいと考えております。スケジュールにつきましては、基本的には、来年度に検討を進めていきたいと考えております。

教育長 他の委員の皆様からご意見やご質問はございませんでしょう

か。

(全委員) (なし)

教育長 他にご質問等が無いようですので、次の項目にうつります。

(3)教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する点検及び報告書(令和元年度分)について

教育長 協議事項(3)教育委員会の権限に属する事務の管理及び執 行状況に関する点検及び報告書(令和元年度分)について事務

局から補足説明はございますか。

事務局 点検・評価の主旨ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会では、平成20年度から、その特別は最大ストや、評価なる

権限に属する事務の管理及び執行状況に関する点検・評価を行

っています。

点検・評価の実施方法についてですが、「教育委員会の権限に 関する事務」及び「教育長及び教育委員会事務局職員に委任さ れた事務」のそれぞれを対象とし、教育委員会の会議の活動状 況及び教育施策要綱に掲げる施策の進捗状況について整理を行 います。

また、この点検・評価の結果につきましては、市議会に報告するとともに公表させていただき、市民への説明責任を果たしているところです。

さらに、報告書の取りまとめに際しましては、学識経験者の 意見を徴取することとなっています。

今後のスケジュールですが、今回の定例会で教育委員の皆様からの意見集約をさせていただきます。その意見を反映させた報告書(案)を8月初旬に学識経験者へ送付し、意見の徴取を行います。このやりとりで時間がかかる場合がございますが、現段階では、8月下旬の定例会での議決、9月の市議会報告を予定しています。

教育長事務局からの補足説明は終わりました。

委員の皆様、ご意見ご質問はありませんか。

(全委員) (なし)

教育長 ないようですので、次に報告事項に入らせていただきます。

報告事項

- (1)教育委員会後援事業等に関する報告
- (2) 令和2年第4回(6月) 久留米市議会一般質問回答要旨
- (3) 久留米特別支援学校控訴審について
- (4) 久留米市学校施設長寿命化計画の策定について
- (5) 久留米大学本館の登録有形文化財(建造物)への登録について
- (6) 小学校統合準備協議会の設置について

今後のスケジュール

○ 8月臨時会: 調整中

○ 8月定例会: 8月31日(月) 14時~ 場所:調整中

○ 9月定例会: 調整中

井上教育長これで全ての審議が終了しました。

(教育長) 以上をもちまして、久留米市教育委員会7月定例会を終了い

たします。